

知りたいこと

知むこと



合屋 伸好 議員

「花いっぱい運動」の現状は 最低限の整備

■問
平成2年に開催された福岡国体（とびうめ国体）に合わせて始められた花いっぱい運動は住民参加を促して盛り上がった。当時では、近隣町の模範とするところであったと聞いている。それから18年が経過した現在、その花壇には以前のような華やかさは見られない。その原因と、今後の方向性は。

■答 中嶋町長
とびうめ国体当時、花いっぱい運動を展開していましたが、その中心となられたのは婦人会・老人クラブでした。しかし、その婦人会が消滅したということが最大の原因ではないかと思っています。現在、建設産業課により11ヶ所の花壇を管理していますが、行財政改革の一環で春は菜の花、秋はコスモスと年間135万円の予算で最低限の整備にとどまっています。

■問
以前に比べて土地の動きが鈍くなった現在、当町では町有地も含めて空地が増えたように感じる。景気の回復を切に願う

空地の保守管理は 条例を改正する

ものであるが、この空地の管理には少々目に余るものがある。「須恵町空き地の環境保全に関する条例」等も併せ執行部の考えは。

■答 中嶋町長
空き地の雑草等による苦情が毎年約20件ぐらあり、除草等の管理を行っていたただけるのは約半分程度です。現条例では、指導勧告までしかできず、これ以上徹底させることが困難なため、条例改正を行いたいと考えています。



雑草等が繁茂している「空き地」

須恵町の地域活性化を目指して 運営方針を打ち出す

■問
これからのボランティアセンター施設の活用について、行政の方で名称を変更され、センターの多目的な利用を考えているのか。
①平成21年3月末日をもって、すえのパンが撤退するということですが、撤退後の跡地の整備は。
②ボランティアセンター管理運営に関する条例の変更、商業利用と定期利用の許可は。
③ボランティア・福祉だけでなく集客力のある趣味講座やセミナーの誘致ができるか。
④軽食等の施設利用ができるか。



原野 敏彦 議員

■答 吉松福祉課長
①パン焼き機等の利用が可能のため、パン工房運営者を公募しています。②現条例では、定期利用申請は認めない。また商業利用については営利目的とした販売・契約・宣伝・陳列等の行為をしてはならない、ただし町長が認めた場合はこの限りでないとなりますが、今後検討を重ね運営方針を打ち出し、条例改正が生じた場合は議会に上程させていただきます。



ボランティアセンター内「サロン」

③ボランティア・福祉以外の利用の誘致は、広報すえによる誘致、またアザレアホールが満室の場合等ボランティアセンターの紹介をしていただくようお願いし、施設の有効活用を努めています。④可能だと考えています。検討委員会のボランティアセンター活用事業計画案を基盤として、今後も須恵町の活性化に向けて推し進めてまいります。

■問
ハイパーマーケット跡地に国土法による届出が業者から提出され、21年の春に開業したいとのことでしたが、その後どのようなことになったのか。
■答 中嶋町長
業者より、「昨今の経済状況から大規模小売店舗の事業着手が難しいため、現状の状態で保有し、その後の経営状況によって再度事業着手にかかりたい」と、平成20年10月20日付けで取り下げの届出が出されました。

商業施設は 開業を見送り